

一般社団法人豊田ドローン協会（TDA）会費細則

目的： 本規則は一般社団法人豊田ドローン協会の定款第9条における会費の金額及び会費納入の方法について規定するものである。

（1）会費金額

会費は「入会費」と別途「年会費」、「都度会費」に分かれる。

■入会費

法人会員の入会費の金額は、50,000円とする。

個人会員の入会費の金額は、10,000円とする。

また、一度退会し、再入会する場合の入会費は、不要とする。

※特典として、

法人会員・・・グッズ配布 スタッフジャンパー・キャップ・ベスト

個人会員・・・グッズ配布 キャップ・ベスト

■年会費

法人会員の年会費の金額は、年30,000円とし、年度途中入会の場合は年会費の月割り2,500円/月とする。

個人会員の年会費の金額は、年10,000円とし、年度途中入会の場合も同額とする。

■都度会費

総会、役員会、会長等で、都度必要と判断された会費を会計が徴収する。（例えば、会社見学会や教育訓練に参加する場合、各会社の参加人数に合わせた金額を徴収する。）

（2）会費納入期間

会費の納入期間は、当該年度の前期末月の12月1日から12月31日の間とする。また、当該年度の新入会員については、入会月末日までとする。

（3）会費納入の告知

会費納入の告知と請求は、納入期間前に発行される会計からの請求書で行う。

（4）会費納入方法

会費納入方法は、原則として銀行振込とする。

（銀行振替口座番号は、請求書に掲載する）

（5）会費の返還

納入された会費は、途中退会等の事由があっても定款第9条により返還しない。

〈付記〉 2022年4月1日 制定

2023年1月15日 改定